

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

編集者の出張のため、発行が遅れましたことお詫び致します。

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。

(再送: PCTへのタイ加盟のQ&A)

タイ政府は2009年12月24日にPCT加盟し、これ以降のPCT出願については、タイへの国内移行が可能となりました。タイのPCT出願取り扱いについてのQ&Aを弊社ホームページにアップしました。また、PCT加盟に伴う規則改正案が公告されましたので、その英文和文を会員ページにアップしております。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18

(再送: PCT国内移行手続きについて)ホームページにもアップしました。

タイ移行手続きの可能なPCT出願は2009年12月24日以降のPCT出願です。

必要書類及び情報:

(1) 必要書類:

- ・ 出願願書(PI/PPI/0001-A(PCT)フォーム)→出願願書は弊社にて作成し、また出願願書の署名欄は弊社にて署名致します。
- ・ タイ語翻訳明細書

- ・ 委任状→記載内容は、今まで貴所宛にお送りしていた委任状フォームと同様で、出願人代表権者により署名後、公証手続きが必要です。
- ・ **譲渡証(出願人名が異なる場合に必要)**。公証手続きは必要ございません)→フォームは、出願人情報について貴所からご連絡頂いた後、弊所にてフォームを作成し貴所に送付致します。

尚、優先権証明書の提出の必要はございません。

(2) 出願期限:

上記のすべての書類は最初の出願日から 30 ヶ月以内に提出されなければなりません。尚、明細書については、弊所で上記の期限までにタイ語への翻訳作業を行いますので、**上記の締切日の遅くとも 2-3 ヶ月前には弊所まで明細書をご送付下さい。**

(再送:タイでのPCT国内移行出願の譲渡証提出について)

多くのクライアントから質問を受けましたので、以下、弊所見解を纏めました。ご参考までに。タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われ)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。

現時点でのタイ政府が受理したPCT国内移行出願は少なく、しばらくこのような状態(統一した運用がなされるまで時間がかかるものと思われ)が続くものと予想されます。この点をご理解戴き、PCT国内移行出願の準備をお願い申し上げます。

～編集者より～

円高が止まらない。8月22日NHK特集「灼熱のアジア」の第一回で「タイ“脱日入亜”日本企業の試練」を見た。現地からの視点という面では、今までに無い現実味を帯びた番組だった。

私に関係しているタイの日系現地法人は、この番組では取り上げられなかったが、恐らくほとんどの日系現地法人は、番組で取り上げた企業と同じようなビジネス環境の中で、操業していると言えてよい。仕入れ先の多様化、納品先の国際化、などは、日本国内の親企業よりも、遥かにその変

化が大きくかつ急速な国際展開を見せている。

番組では、後半部分を技術とかノウハウの伝授などに焦点を当てた構成になっていたが、何よりも日系企業での経費削減努力は、物凄いものを感じる。「日本製の機械は高すぎますよ。ですから、同じような性能の台湾製や中国製を購入していますよ。」と語ってくれる経営者は、実に多い。中には、中古の日本製機械をわざわざ台湾で見付けてきて取り寄せる(中古のメンテナンスが良いらしい)といった工夫をしている企業もある。正に、10年前に日本経済新聞が特集を組んだ「アジア大競争」の時代が、タイの生産拠点の中で起きているのである。

一つの部品を1円でも1銭でも生産コストを押さえて生産し、アジア中の取引先に納品をする。そのようなモノづくり環境の中で、為替が大きく変動する。大企業の為替差損を一般新聞ではとりあげているが、海外で操業する中小企業は、それこそ死活問題となっているはずである。1円の削減努力が、為替変動で一瞬のうちに吹っ飛ぶ計算である。現地から眺める日本政府や日銀、そして官僚の発言には、全く失望させられる毎日である。アジアを視野に入れた発想とは思えないことに忸怩たる思いがある。「脱日脱亜」が日本政府の今の発想ではあるまいか。

番組後半では、技術を伝授してきた企業を紹介していた。しかしながら、企業の知的財産については、全く触れられていない。現地法人とのライセンス契約はあるのか。そもそも親企業がどのように知的財産を管理しているのか。が、全く見えないまま番組が終了していた。伝授が、美談のように取り扱われたのには失望した。しかしながら、評価したいのは、アジアで活動している日系企業の現場の視点から構成されたことが、実に愉快であるし、私からみて初めてだったのではなかろうか。是非、一度ご覧戴ければありがたいです。

日本政府が知的財産を重視するのであれば、それこそ海外で伝授しつつある技術についての保護を全面的に出した政策が必要であると感じる次第である。「技術伝授」「技術移転」とは、「美談」ではなく「契約行為」でなければならない。と、私には思えるのですが。

～シンガポールの有名競馬雑誌の出版社が競馬情報の表示に関する著作権侵害訴訟で勝訴～
シンガポールの有名競馬雑誌 Punter's Way を出版している Pioneer & Leaders(Publishers)社は、Racing Guide を出版している Asia Pacific Publishing 社に対する著作権侵害訴訟で勝訴した。Pioneer & Leaders 社は同社が著作権を所有する同社の雑誌の競馬情報の表のフォーマット、表示及び編集の多くの特徴を Asia Pacific Publishing 社にコピーされたと主張していた。敗訴した Asia Pacific Publishing 社は後に開かれるヒアリングで賠償金の支払いが命じられる。

(2010年8月3日、シンガポールストレイトタイムズ)

～ムエタイをタイの文化遺産登録に検討中～

タイ国家文化委員会は、タイボクシングまたはムエタイを地方の知恵とともに、アジア文化遺産として登録することを検討している。

Somchai Slanglai 委員長は昨日、文化遺産登録の諮問委員会は、世代から世代へと受け継がれた伝統的武術としてムエタイが該当すると推薦したと語った。

委員会は、できる限り多くのムエタイについての正確な情報を収集するために国家のタイボクシングマニュアルを作成する必要性に同意した。

これは、韓国で行われている tae kwon(テコンドー)のような経済的価値に火をつけるだろう。

委員会は文化省のもと、7月30日に文化遺産として20の他の件とともにムエタイの登録を発表する式典を主催することになる。様々な学校からムエタイの模範演技やデモンストレーションが行われるだろう。Somchai 氏が言うには、将来的に世界遺産としてのムエタイを支援していくつもりだと語った。

(2010年6月30日、タイネーション)

～タイでの研究開発を促進するよう呼びかける～

研究開発費用の増大によって戦略分野をターゲットとすることで、アセアンの自由貿易圏に向けて技術革新や競争力をタイが上昇する手助けとなるだろう。

国家科学技術革新政策局(the National Science Technology and Innovation Policy) 局長である Pichet Durongkaverroj 氏は2015年までに、タイ国は国内総生産の0.25%から1%を、研究開発費用を増大させることになるだろうと発言した。

今日タイ国家は国内総生産の0.25%にあたる180億バーツを研究開発に投じており、国際経営開発研究所(IMD)競争ランクは58ヶ国中、平均下であり、平均であるGDP比1.04%よりまだ下回っている。

しかし、政府はより研究開発の伸び率を上げるためにより積極的な計画をもつべきであり、特に政府調達(Government Procurement)を通して、それはこれらのプロジェクトや技術移転に関する人々を訓練することによる利益を得ることである。

天候の変化、エネルギー、健康維持、農業や食料安全、観光や工業デザインはすべて2010年から2020年の科学技術革新のための国家政策計画で戦略的分野となっている。これらの戦略的な分野すべては、委員会が研究プロジェクトに対し研究予算を承認するためのガイドラインとなるだろう。

これは、国がプロジェクトを重複することを避け、特に労働者の自由な行き来を許す自由貿易協定から、そのグローバルイノベーションの影響から国を固めることに政策に焦点を当てることとなるだろう。

タイ国はアセアンと諸外国6か国とともに科学技術において協調する方法を見つけるべきである。たとえば、カンボジア、ラオスやベトナムの科学技術教育、マレーシアやインドネシアとのハラルフードの協力である。タイ国は公的部門及び私的部門において同じくらいに研究費用を増大しなければならないが、現在のところ研究開発費の55パーセントは政府から支出している。そして処理やトラブルシューティングよりも、より上流の技術に焦点をあてるよう研究機関に要請する必要がある。

その上、1万人あたり6.75人研究者から10人の研究者へと増加させるために科学技術(S&T)を学ぶように若い世代に動機付けを与える必要がある。

現在のところタイ国では、たった20パーセントの生徒が科学技術を学ぶ選択をし、韓国を比較するに、韓国では70パーセントの生徒が科学技術を選択する。

目的は、学卒でプロジェクト基調の教育や学習方法を身につけた卒業生を生産することである。

生徒は、彼らのキャリアまたはさらに高度な教育の中で技術発明のスキルを応用する能力を発見することある。と、ピチェット氏は言った。

Sripathum 大学の ITC policy の主任教授 Manoo Ordeedolchest 氏が言うには、政府は、若い世代に対し、興味深い科学のヒントや科学が世界をどのように変える事ができるのかといった内容、科学が日常生活においてどのように応用されているかという内容を与えることによって、積極的に科学技術を学ぶ動機付けをすることで、社会的ネットワークサイトの利用を進めることができる。

一方で Dr Dundar Kocaoglu であり、ポートランドインターナショナルセンターの社長であり、エンジニア技術マネジメント責任者は次のように提案した。タイは、丸暗記を基本とする教育モデルから知識を応用することを基盤とする新しいモデルに変化させ、より多くの研究大学を創設することにより、技術革新国家へと進むことができる。

急速な技術革新は、ビジネスにおける競争をさらに激しくさせ、国はビジネスだけでなく政府においても技術革新を利用しなければならない。そしてハイテク人材を増加させるような技術革新の環境を良くし、研究者や高度教育人材への認識を改めなければならない。韓国は技術革新に重きをおく他方、台湾はその企業化精神として知られている。

(2010年7月28日、バンコクポスト)

～日本のジェネリック医薬品メーカー日医工がタイ、マレーシア、香港に市場拡大～

日本の大手ブランドジェネリック医薬品メーカー及び販売者である日医工株式会社は昨日、東南アジアの大手流通サービス提供会社である DKSH と 10 年間の独占流通契約を結び、同社初となる海外進出に着手した。同社の田村友一代表取締役社長は、向こう5年以内に1,500億円規模のタイ、マレーシア及び香港の私立病院の市場のうち少なくとも1%を占めたいと話している。

(2010年7月29日、タイネーション)

～タイ関税局が知的財産権侵害品など禁制品合計 3,800 万パーツ相当を押収～

タイ関税局は 2010 年 8 月 3 日、禁制品合計 3,800 万パーツ相当の押収を発表した。詳細は以下の通り。

2010年8月2日サムットプラカーン県スワンナプーム空港にて

輸入規制品であるアップル社の iPhone4 携帯電話 29 台及び iPad5 台、計 60 万パーツ相当

2010年7月19日Lad Krabang港にて

禁制品であるわいせつメディア・材料、精神・神経に対する効能材料、並びに携帯電話、計算機、腕時計、被服、装飾モデル、プラスチック製玩具、パウダー、楽曲 CD 及び映画 DVD 等の知的財産権侵害品、計 94,154 点、24,889,920 パーツ相当

2010年7月15日バンコクのThaling Chan郵便局にて

外国製タバコ GUDANG GARAM17,520 本及びキセル用吸引物一箱 1,000 グラム入り 20 箱 計 75,000 パーツ相当

2010年7月9日ノンカーイ県にて

脱税品である Acer 及び Dell のノート型パソコン 70 台、計 200 万パーツ相当

2010年7月8日バンコク港にて

雑貨として輸入申請されていたが実際には輸入規制品であるチェーンソーの部品となる原動機械器具 192 点、192,000 パーツ

2010 年 7 月 5-6 日プラチュアアップキリーカン県にて

外国製アルコール Johnny Walker Red Label の 1 リットル瓶 504 本、453,600 パーツ相当

2010 年 6 月 22 日チョンブリー県にて

キセル用吸引物一箱 200 グラム入り 4,000 箱、160 万パーツ相当及びガラス製吸引器具フルセット 664 セット 664,000 パーツ相当

2010 年 6 月から 7 月

プラチュアアップキリーカン県にて

知的財産権侵害映画・ゲーム DVD12,960 枚、648 万パーツ相当

バンコクの Arun Transportation Company と Navawan Transportation Company にて

靴、鞆、被服、化粧品などの知的財産権侵害品 2,087 点、1,831,450 パーツ相当

(2010 年 8 月 3 日、タイ税関ウェブサイト掲載記事)

～タイのインターネットカフェ 8 店舗がソフトウェアの著作権侵害で摘発～

タイのチェンマイ、バンコク、ハートヤイ及びノンカーイにあるインターネットカフェを対象に経済及びサイバー犯罪部門の警察官はソフトウェアの著作権侵害撲滅に向けた取り組みを強化している。ソフトウェア製品の違法及び無許可の使用を防止する全国キャンペーンの第一段階として、インターネットカフェ 8 店舗で 434 万パーツ相当の海賊版をソフトウェアが押収された。各店舗では平均して 35 台のパソコンがあり、海賊版ソフトウェアが多種使用されていた。オーナーは罰金刑に課されることになるが、懲役刑が科される可能性もある。この他のエンフォースメントとしては、タイ警察が Commart IT Fair において海賊版ソフトウェアを販売していた疑いでコンピュータ業者を逮捕した事例がある。

(2010 年 8 月 5 日、タイネーション)

～タイ疾病管理局が抗 HIV 薬 2 種に対する強制実施権の対象拡大を告示予定～

8 月 2 日、タイ保健省疾病管理局の Somsak Akkaslip 副局長が議長となり、抗 HIV 薬 2 種に対する強制実施権行使の告示に関する協議が行われた。この 2 種とは Merck Sharp & Dohme 社の Efavirenz (商品名: Stocrin) 及び Abbott Laboratories 社の Lopinavir+Ritonavir (商品名: Kaletra) で、会議には疾病管理局、国家医療保障事務所、政府医薬品局、食品医薬品局及び知的財産局などの政府関係機関から代表が出席した。この会議では上記医薬品 2 種に対する強制実施権行使の拡大が必要であるとの合意に達し、これまで対象となっていなかった地方統治機関又は独立機関の職員の健康保険も対象に含まれることとなった。これについては 8 月中に告示の準備が整う見込みである。疾病管理局は上記製薬会社に通知文書を送ったが、製薬会社からの返信はまだない。告示が行われた後には、製薬会社に対し特許権者に対する対価の支払いについて連絡文書を送ることになり、その金額は売上の 0.5%程度になる。この強制実施権拡大により国の健康保険制度に加入している HIV/Aids 患者は全て上記サービスへのアクセスが可能となるが、私立病院で治療を受けている患者は強制実施権が行使された薬を使用することはできない。Efavirenz に対する強制実施権は 2006 年 11 月 29 日に告示され、2011 年 12 月 31 日に期間満了する。この薬の特許権は 2013 年 7 月 30 日に満了する。Lopinavir+Ritonavir に対する強制実施権

は 2007 年 1 月 20 日に告示され、2012 年 1 月 31 日に期間満了する。この薬の特許権は 2021 年に満了する。

(2010 年 8 月 6 日、タイ保健省ウェブサイト掲載記事)

～タイでは対 GDP の研究開発費を引き上げる必要があると産業界からの意見～

昨日バンコクで開かれた競争力に関するセミナーにおいて、タイ最大の財閥であるサイヤムセメントグループの Kan Trakulhoon 会長は、GDP に対する研究開発費の割合は他国に比べ低すぎるとして、現在の 0.2%、200 億バーツから 3 年以内に 1%にするのが政府の役割であると述べた。発展途上国の研究開発費は普通 GDP の 2 から 3%程度である。Thai Institute of Directors Association の Charnchai Charuvastr 会長兼 CEO は、タイの競争力は危機的段階にあると話す。2009 年に調査が行われた IMD World Competitiveness Index では近隣諸国が大きく順位を上げ中、タイは 60 カ国中 26 位に留まっている。この調査ではマレーシアは前年の 18 位から 10 位に、シンガポールは 1 位に、インドネシアは 42 位から 35 位に順位を上げた。

(2010 年 8 月 7 日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局特許包袋整理システム整備事業に係る取り決め事項案告示(第二回公聴後)～

研究者/発明家及び事業者による特許/小特許出願を奨励するタイ政府の政策により、特許出願件数は増加している。このため、特許包袋システムの整理があらゆる部門の職員に重要となっている。例えば、包袋の最新の所在を確認する正確性、包袋の収納システム、包袋の貸出返却システム、包袋整理の効率的な管理方法などである。このためには業務を補助する最新テクノロジーが必要になる。職員の業務の利便性と正確性を補助するため、最新かつチェック可能な包袋整理システムの整備が必要である。この事業の目的は以下の通りである。

特許/小特許の包袋整理管理を効率化すべく改善する

包袋が行方不明になる問題を減らす(2010 年 8 月 19 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局長一行が AWGIPC Retreat の会議に参加～

パッチマー タナサンティ知的財産局長と代表者一行は AWGIPC Retreat (ASEAN Working Group on Intellectual Property Co-operation) の会議に参加した。この会議は現行のアセアン IPR Action Plan が 2010 年中に期間満了し、アセアンが 2011 年から 2015 年までの 5 年間に実行するための計画を決定する必要があることから開催された。今回の会議はアセアン加盟国及び事務局がアセアン地域内における特許、著作権、商標及び IP エンフォースメント並びに Harmonization 及び国際条約・協定に関する方針及び政策などの IP 関連の様々な分野における潜在能力と効率を高めるために協力と計画を行うことを目的としたもので、2010 年 8 月 10 日から 12 日までフィリピンのマニラで開催された。(2010 年 8 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ商務省設立 90 周年式典開催～

2010 年 8 月 20 日商務省事務次官事務所 4 階 30410 会議室にて、アピシット首相を開会の議長に迎え、タイ商務省設立 90 周年式典が行われた。

(2010 年 8 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局業務センターシステムのメンテナンス及び整備事業委託に係る競争入札～

知的財産局では2011年度予算知的財産局業務センターシステムのメンテナンス及び整備事業委託に係る競争入札を実施します。このシステムはソフトウェア「COGNOS」をベースとし、知的財産情報の分析システムとして知的財産局が2007年に開発したものです。システムは特許、小特許、商標、地理的表示、著作権、営業秘密、タイの伝統知識、集積回路及び知的財産侵害エンフォースメントの9システムがあり、管理者の判断のための知的財産情報分析の効率化の他、ウェブサイトを通じた一般向け情報提供に用いられる知的財産情報の作成にも使用されます。入札封筒の受付は2010年8月23日から9月2日までで、事業予算は36万バーツとなっています。

(2010年8月25日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイの著作権・商標権者グループが首相に海賊版商品への真剣な取り組みを求める予定～

タイ及び外国の映画、音楽および商標の権利者と配給者のグループは来週、アピシット首相に対してこの問題へのより真剣な取り組みを求める予定である。外国映画の配給会社である United Home Entertainment Co.の Vinai Boonsadao 法律担当マネージャーは、海賊版映画によって多くの利益を損失していると話す。同氏は同社が毎月2,000万～3,000万バーツをかけて新作DVD又はCDを約50作品発売しているが、いくら値段を安くしてももっと安い値段で販売される海賊版には対抗できないとしている。更に若い世代の人は映画をダウンロードするのを好み、新作のDVD・CDの売上が落ち込んでいるということである。(2010年8月26日、バンコクポスト)

～タイで Thailand Creative Economy Agency 設立～

タイで Thailand Creative Economy Agency (TCEA) が10億バーツの予算の下設立された。政府は2009年の時点でGDP比9.53%であったクリエイティブ産業を2012年に20%まで上昇させることを目指している。創造性を奨励するため、知的財産局では Creative IP Fair と CLEA2010 (Character and Licensing Expo Asia) を9月3日から5日までロイヤルパラゴンホールで開催する予定である。(2010年8月26日、タイネーション)

～タイ知的財産局がアニメーション制作と著作権に関するディスカッションを実施～

知的財産局は9月3日から5日までロイヤルパラゴンホールにて開催する Creative IP Fair と CLEA2010 (Character and Licensing Expo Asia) において、9月3日12:30～15:00までディスカッション「アニメ:タイ人にもできる」を実施する予定である。このディスカッションはアニメーションのバックグラウンドとなる知識とその著作権保護についての知識普及を目的としたもので、出席者は100名を予定している。(2010年8月27日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイのアニメVCD・DVD輸入販売最大手が海賊版商品の影響で売上目標を引き下げ～

タイ最大手のアニメVCD・DVDの輸入販売者である Rose Media & Entertainment 社は今年の売上目標を8億バーツから5億バーツに引き下げた Oraphan Monphichit 副社長はこの主な原因は海賊版商品であると話している。

(2010年8月27日、タイネーション)